

長野県社保協ニュース <20-11>

2015年9月28日(月) 長野県社会保障推進協議会

<事務局>長野市高田 276-8 県労連会館 1階 TEL 026-223-1281・FAX 026-223-1291

<http://www.n-syaho.com>

E-mail: naganosyahokyou1281@star.ocn.ne.jp

9/19(土) 2015年度国保連続学習会 第2講座開催 異常な超短期保険証交付の実態とたたかひの課題



長野県社保協は、去る9月19日(土)松本勤労者福祉センター会議室にて、2015年度国保連続学習会の第2講座を開催しました。当日は、日本共産党の地方議員を含め28名が参加しました。

第2講座は、調査報告編として開催。国保証の交付に伴う問題を取り上げ、長野県保険医協会が実施した県下自治体の「保険料の実態調査」「保険証交付の実態調査」と長野県民医連が実施した「短期保険証の実態調査」の2つ調査報告を中心に交流しました。

保険医協会の調査報告では、国保の保険料が、モデル世帯で、昨年度比で須坂市で年間9万円、小諸市で4.5万円、佐久市で4.6万円の大幅な引き上げなど18市町村が引き上げとなった。保険証の交付状況では、全県で981世帯が未交付。資格証明書等の交付は全国的に見ても少ないが、短期証の交付は比較的多く中でも、1カ月証が全体の22%、2ヶ月証は12%と多いのが目立つ。しかも窓口の留置き世帯の3割が1カ月証となっており大問題と報告。

県民医連の調査報告では、民医連加盟の事業所で3月中に受診した患者さんの中で短期証の方が80名いた。そのうち聞き取り調査ができた32名の状況が報告されました。地域的には中信が最も多く、飯伊地域、上伊那地域となっている。所得状況では4割強の世帯が生活保護受給基準以下で、うち、月収10~15万円世帯では、「持ち家」比率が非常に高く、これが生活保護受給に至らない要因になっている。調査した方の34%が1カ月証の方であった。行政との対応では「保険料支払いが毎回求められる」「保険料を支払わないと交付されない」と現金と引き換えでの交付を要求されている方が、3割いた。また、報告では、深刻な事例4例が紹介された。

2つの報告を受け、質疑応答が行われました。その中で、1万世帯近い滞納世帯がいる中で57世帯しか短期証が発行されていない長野市が話題となりました。長野市では、短期証の発行基準が24カ月、30万円、8項目の除外基準が設定されており、しかも有効期間は6ヶ月証の交付と定めていることが注目されました。

深刻な受療権侵害をもたらす超短期保険証の交付を無くしていくために、「保険料の納付と保険証の交付は切り離して考え、全ての被保険者に保険証を交付する原則」を確認しながら、少ないとも①受診が必要な患者には、保険料の納付の有無に関わらず保険証を交付する。②有効期限は最低3カ月以上に設定する。③窓口への留置き期限は最小限とし、速やかに郵送すること。など改善の方向を確認しました。

2015年度国保連続学習会第3講座「守れ!市町村国保の独自制度」

2015年10月24日(土)13:00~16:00

松本勤労者福祉センター2階第2会議室

入場無料

3つの自治体(一般会計からの繰入を実施している長野市、国保世帯主療養を実施している信濃町、70歳以上老人医療費の無料制度を実施している原村)の状況報告と交流